⑻ Contact point for the notice: Ryo Satomura, Procurement Section 1, Finance Division, Administrative Affairs Department, Nara Institute of Science and Technology, 8916―19 Takayama-cho Ikoma-shi Nara-ken 630―0192 Japan,
TEL 0743―72―5041
MAIL keiyakukakari@ad.naist.jp

⑼ Please be noted that if it is indicated that environmental conditions relating to the procurement are laid down in its tender documents.

入札公告の訂正

令和７年９月26日
独立行政法人教職員支援機構
理事長　荒瀬　克己

◎調達機関番号　520　◎所在地番号　08

１　掲載日　令和７年９月８日（号外政府調達167号）

２　訂正内容　15ページ１段目掲載の入札公告「第二研修棟２階研修室ＡＶ機器等一式」について、１⑷納入期限を「令和８年３月31日」に修正します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（下記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和７年９月26日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　国道７号　鼠ヶ関川橋上部工工事（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所　山形県鶴岡市鼠ヶ関　地内

⑷　工事内容
【(仮) 鼠ヶ関川橋】　Ｌ＝120m
鋼２径間連続非合成鋼箱桁橋
工場製作工　製作加工　937.8ｔ、高力ボルト　62,331組、検査路製作工　3.0ｔ、鋼製伸縮継手製作工　１式、鋳造費　１式、工場塗装工　１式、工場製品輸送工　１式、鋼橋架設工　１式（クレーンベント架設）、支承工　１式、現場継手工　１式、橋梁現場塗装工　１式、橋梁付属物工　１式、橋梁足場等設置工　１式、架設工　１式、橋台工　１式

⑸　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月23日（工事完成期限）まで（ただし、令和８年４月１日までに工事の始期を設定すること。）

⑹　使用する主要な資機材　鋼材：937.8ｔ
高力ボルト：62,331組

⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、技術提案評価型Ｓ型で求めている技術提案（以下、「通常技術提案」という。）に加えて、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案（以下、「技術向上提案」という。）を求める「技術提案評価型ＳＩ型」総合評価落札方式の試行工事である。
技術向上提案は、発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様案（以下、「発注者が示す仕様」という。）に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の軽微な変更を許容し、さらなる工事品質の向上が図られるテーマについて、競争参加者の提案を求めるものである。提案された技術向上提案について、発注者が採用を決定し設計変更を指示した場合は、その提案の実施に必要な費用について変更計上の対象とすることを認めることとする。
②　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
③　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＳＩ型））の適用工事である。
④　本工事は、配置予定技術者に係る競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出を入札書提出期限までに行う試行工事である。
⑤　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑦　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
⑧　本工事は、鋼橋上部工の長期保証を規定した試行工事である。指定した指標に適合するように、鋼橋上部工の一般的な材料及び工法を使用し、材料の選定、施工方法、施工管理等をより適切に行うことにより、鋼橋上部工の耐久性の向上を図るものである。
⑨　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑩　本工事は、地域外（遠隔地）からの建設資材等の調達に係る費用について、支払実績により設計変更を実施する試行工事である。
⑪　本工事は、余裕期間を設定した工事（フレックス方式）である。受注者は、余裕期間と実工期を合わせた全体工期内で、工事の始期及び終期を任意に設定することができる。なお、工事の始期は、特記仕様書に記載した発注者が見込んでいる余裕期間（日数）によらず設定することができる。また、終期についても全体工期内で設定することができる。
全体工期：契約締結日の翌日から令和９年３月23日（工事完成期限）まで（ただし、令和８年４月１日までに工事の始期を設定すること。）
⑫　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が10㎞程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
⑬　本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）及び見積徴収結果に基づく、資材単価及び歩掛について当該情報の提供を行う試行工事である。
ただし、提供を行う資材単価は、当該工事における主たる資材とし、質問回答期限内にとりまとまっているものに限る。
⑭　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴ施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部）【施工者希望Ⅱ型】）の対象工事である。
⑮　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）の対象工事である。
ただし、ＩＣＴ活用工事（施工者希望Ⅱ型）を希望した場合は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）は対象外とする。
⑯　本工事は、週休２日を推進するため、土日の現場閉所を原則とする完全週休２日（土日）（Ⅰ型）を実施する試行工事である。
⑰　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正をする試行工事である。
⑱　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
⑲　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。
⑳　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
㉑　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。